

松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 教育長は、本市のスポーツ活動の振興に資するため、予算の範囲内において、松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、総合型地域スポーツクラブとは、市民が身近な地域でその志向・レベルに合わせて様々なスポーツに参加できる、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 総合型クラブの設立又は設立準備から継続した3年間の自立運営に必要な事業（以下「総合型クラブ自立運営事業」という。）
- (2) 総合型クラブの設立後の新規活動のための事業（以下「総合型クラブ新規活動事業」という。）

(補助金の種別等)

第4条 この要綱に基づき教育長が交付する補助金は、次に掲げるとおりとする。ただし、同一年度において、第1号及び第2号の補助金の交付を併せて受けることはできない。

- (1) 総合型クラブ自立運営事業支援補助金
- (2) 総合型クラブ新規活動事業支援補助金

2 前項各号に規定する補助金の要件、対象経費及び額は、次に掲げるところによる。

種別	要件	対象経費	額
総合型クラブ自立運営事業支援補助	総合型クラブの設立又は設立準備から継	事務費、広報活動費、スポーツ活動事業費、	補助対象経費とし、1年度当たり

金	続した3年間の自立運営に必要な事業であること。	人材育成費、その他総合型クラブの活動に必要な経費	100,000円を限度とする。ただし、当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
総合型クラブ新規活動事業支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型クラブが新規に実施する事業（1年度当たり1事業に限る。）であること。 ・前年度に総合型クラブ新規活動事業支援補助金の交付を受けていないこと。 	事務費、広報活動費、スポーツ活動事業費、人材育成費、その他総合型クラブの活動に必要な経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1年度当たり100,000円を限度とする。ただし、当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 総合型クラブの規約、会則等
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他教育長が必要と認める書類

(承認申請)

第6条 規則第5条に規定する承認を受けようとするときは、松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 変更の場合 次に掲げる書類
 - ア 変更理由書
 - イ 変更事業計画書
 - ウ 変更収支予算書

(2) 中止又は廃止の場合 中止・廃止理由書

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による決定の通知は、松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金交付決定（却下）通知書（第3号様式）によるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第11条に規定する実績報告書は、松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金実績報告書（第4号様式）とし、次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し

(4) その他教育長が必要と認める書類

(額の確定の通知)

第9条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金額確定通知書（第5号様式）によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第14条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金交付請求書（第6号様式）を教育長に提出しなければならない。

(概算払)

第11条 教育長は、規則第15条第1項の規定により補助金を概算払することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を概算払により受けようとするときは、松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金概算払請求書（第7号様式）を教育長に提出しなければならない。

(精算)

第 1 2 条 前条の規定により補助金の概算払を受けた者は、第 9 条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、その確定額に基づき速やかに補助金の精算をしなければならない。

(補則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

(用紙規格 J I S A 4)

松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市教育委員会教育長

所在地

団体名

代表者名

印

松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金の交付を受けたいので、松戸市補助金等交付規則第 3 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業

2 補助金交付申請額

円

3 添付書類

第2号様式

(用紙規格 J I S A 4)

松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金

(変更・中止・廃止) 承認申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市教育委員会教育長

所在地

団体名

代表者名

印

下記のとおり松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金交付申請の内容を
(変更・中止・廃止)をしたいので、松戸市補助金等交付規則第5条の規定の規定により、
申請します。

添付書類

第3号様式

(用紙規格 J I S A 4)

第 号

所在地

団体名

代表者名 様

松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金について、下記のとおり交付決定（却下）したので、松戸市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

松戸市教育委員会教育長 印

記

1 交付します。

(1) 交付決定額 円

(2) 交付の条件

2 却下します。

理由

第4号様式

(用紙規格 J I S A 4)

松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 松戸市教育委員会教育長

所在地

団体名

代表者名

印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定を受けた松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ事業を実施したので、松戸市補助金等交付規則第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業内容

2 添付書類

第5号様式

(用紙規格 J I S A 4)

第 号

所在地

団体名

代表者名 様

松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金については、松戸市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり額の確定をします。

年 月 日

松戸市教育委員会教育長 印

記

補助金確定額 円

第 6 号様式

(用紙規格 J I S A 4)

松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 松戸市教育委員会教育長

所在地

団体名

代表者名

印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定のあった松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金について、松戸市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 円

金融機関	銀行 金庫 組合		本店 支店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

第7号様式

(用紙規格 J I S A 4)

松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金概算払請求書

年 月 日

(宛先) 松戸市教育委員会教育長

所在地

団体名

代表者名

印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定のあった松戸市教育委員会総合型地域スポーツクラブ補助金について、松戸市補助金等交付規則第15条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

金融機関	銀行 金庫 組合		本店 支店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			